中小企業者や個人事業主などを支援
各種補助金のご案内

地域産業の発展・活性化を図るため、中小企業者および個人事業主などに対して、さまざまな支援を実施しています。

申請方法など詳しくは、市ＨＰをご覧いただくか、1 は商工観光課（☎47－8596）、2 は産業振興室（☎47－8609）へ。

1 商工業の振興に向けた支援

【中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金】

▶**対象**／市内に事業所があり、物価高騰の影響で次の①②③のいずれかに該当する、中小企業基本法上の中小企業と個人事業主（市内に住所を有している人に限る）または、農事組合法人

①**【業歴１年１か月以上】**令和７年11月以降のいずれかの単月の営業利益率が、令和３年１月から令和７年11月までのいずれかの年との同月比で20％以上減少

②**【業歴３か月以上１年１か月未満】**令和７年11月以降のいずれかの単月の営業利益率が、創業以降のいずれかの３か月の平均と比較し、20％以上減少

③令和７年11月以降のいずれかの単月の営業利益額がマイナス

▶**補助対象**／広告宣伝、省エネルギー機器の導入、商品開発、販路開拓、人材育成・確保、経営再建、生産性向上、売上原価の抑制に必要な経費

▶**補助額**／補助対象経費の２分の１以内　※上限５万円

▶**申請期間**／12月28日まで

市ＨＰ（中小企業者等）

【スタートアップ支援事業補助金】

▶**対象**／市内で新規創業または第二創業をする、中小企業基本法上の中小企業と個人事業主（市内に住所を有している人に限る）

▶**補助対象**／市内での開業や事業所の開設などに必要な経費（工事費、設備費、備品購入費、広告宣伝費など）

▶**補助額**／補助対象経費の２分の１以内
※上限15万円で申請期間内に１回限り

▶**申請期間**／12月28日まで

市ＨＰ（スタートアップ）

2 産業の振興に向けた支援

【企業ＧＸ太陽光発電設備等設置事業補助金】

▶**対象者**／市内に事業所を有する企業者・事業者（全業種）

▶**応募条件**／
- 市内にある自らの事務所または事業所に補助対象設備を設置する
- 固定買取価格制度（ＦＩＴ制度またはＦＩＰ制度）を利用しない
- 自己託送を行わない
- 発電した電力の50％以上を事業活動により自家消費する
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わない
- 補助対象設備について、国や県からほかの補助金等の交付を受けない
- 市税を完納している　ほか

▶**申請期間**／令和９年１月29日まで

市ＨＰ（企業GX太陽光発電）

①太陽光発電設備（自家消費型）

▶**補助金額**／５万円／kW以内（上限100kW・千円未満切捨）、限度額500万円

②蓄電池　※①太陽光発電設備と同時設置に限る

▶**補助金額**／補助対象経費の３分の１以内（上限20kWh・千円未満切捨）
- 20kWh以下：限度額94万円
（上限14.1万円／kWh×１／３×上限20kWh）
- 20kWh超：限度額106万円
（上限15.9万円／kWh×１／３×20kWh）

▶**備考**／①、②ともに設備の発注・申込・契約前かつ令和９年１月29日までに申請が必要。令和９年２月26日までに実績報告書の提出が必要

【ビジネスチャレンジ支援事業補助金】

事業名	対象業種	補助対象	補助金
知的財産権取得支援	全業種（市内に本社を有する中小企業者）	知的財産権の取得に必要な経費	補助対象経費の２分の１以内 １事業者限度額10万円 （１年度当たり１回まで）
ものづくり技能スキルアップ支援	製造業（市内に事業所を有する中小企業者・大企業者）	東海職業能力開発大学校、ポリテクセンター岐阜・中部などが開催する能力開発セミナーの受講料	補助対象経費の２分の１以内 １事業者限度額５万円

【企業ＤＸ支援事業補助金】

事業名	対象業種	補助対象	補助金
ＩoＴ導入支援	製造業（市内に事業所を有する中小企業者）	ＩoＴ、ロボット、ＡＩなどの先端技術を活用した機器などの導入に必要な経費	補助対象経費の２分の１以内 １事業者限度額100万円（１年度当たり１回まで）
スマート経営アドバイザー派遣支援	製造業（市内に事業所を有する中小企業者）	（公財）ソフトピアジャパンが実施するスマート経営アドバイザーの派遣費用	補助対象経費の２分の１以内 １事業者限度額３万円
ＤＸ人材育成支援	全業種（市内に事業所を有する中小企業者・大企業者）	（公財）ソフトピアジャパンが開催するＤＸ・ＩＴ研修の受講料	補助対象経費の２分の１以内 １事業者限度額５万円

環境美化にご協力ください
～マナーを守り まちを美しく～

市は、市民の皆さんのご協力により、清潔で美しいまちづくりを進めています。一人一人の心がけで、日ごろから美しいまちを保ちましょう。詳しくは、環境政策課（☎47－8571）へ。

▶空き缶・ペットボトル・たばこの吸い殻などのポイ捨てはやめ、指定場所に捨てるか、持ち帰りましょう。

▶土地の所有者・占有者・管理者は、雑草が生い茂らないよう、定期的に草取り・清掃をしましょう。

市ＨＰ

動物を飼うときなどはマナーを守りましょう！

▷犬のふん尿の後始末をしましょう

放置された犬のふん尿は、誰もが不快に思います。犬を散歩させるときには、飼い主が必ずふん尿を始末しましょう。

▷飼い猫は室内で飼いましょう

ふん尿で周りに迷惑を掛けることを防ぐとともに、交通事故や感染症から飼い猫を守ることにもつながります。

▷動物を安易に捨てることはやめましょう

動物を安易に捨てることで、その動物がエサを求め、地域で繁殖するなどの問題を引き起こす恐れがあります。

市ＨＰ

飼い主のいない猫の不妊手術などの費用を補助

▶**対象**／市内在住で、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術（動物病院への依頼）などを行う人

▶**補助金額**／オス１匹あたり3,000円、メス１匹あたり4,000円を限度額とし、限度額に達しない場合は、実際に手術に要した額
※要事前申請

▶**申請方法**／令和９年１月31日（予算内で先着順）までに、環境政策課で配布の申請書（市ＨＰからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課（☎47－8571）へ

市ＨＰ